

個人事業主版

美容室新規開業者が
知らないと損する

節税裏ワザ

10+1

ベネフィット税理士法人

伊澤真由美【美容室顧問税理士】

【著作権について】

このレポートは著作権法で保護されている著作物です。

このレポートの著作権はベネフィット税理士法人に属します。

著作権者の許可なく、このレポートの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

このレポートに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。

著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、万一誤り、不正確な情報等がありましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

このレポートを利用することにより生じたいかなる結果につきましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

【推奨環境】

このレポートに記載されている URL はクリックできます。

できない場合は最新の AdobeReader を下記のページよりダウンロードしてください。（無料）

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

目 次

はじめに ～美容室を開業する皆さんへ	4
第1章 青色申告？白色申告？	6
(1) 開業から2か月以内に青色申告承認申請書を提出する	6
(2) 最悪のケース	7
(3) 家族に「青色事業専従者給与」を出す	9
第2章 経費で節税	10
(1) 家や車はどこまで経費になるの？	10
(2) 減価償却費でも節税できる	11
第3章 納税手続きで使える裏ワザ	13
(1) 源泉徴収したお金はどうするの？	13
(2) 確定申告の税金は いつどうやって納税するの？	14
第4章 個人事業主でスタートして、2年後に法人になりましょう	15
(1) 独立したら社長になるの？	15
(2) 消費税でも節税できる	17
(3) 簡易課税でもっとお得に	19
(4) 法人化してさらにお得に	21
おわりに	22

はじめに ～美容室を開業する皆さんへ

税理士は、日本全国に約8万人います。

その中で、おそらく日本で一番たくさんの美容師さんとお話ししたことがある税理士は自分ではないかと思います。

開業準備中の方、開業直後の方、何年か経営して店舗展開を考えている方、複数のお店の運営に携わっている方、後継者について悩み始めた方。

ステージは人によって様々ですが、美容師の皆さんに共通しているのが、

- ・ 経理や事務はあまり得意ではない
- ・ やらなきゃいけないっていうことはわかっている。
- ・ でも、どうしたらいいかわからない。

といったこと。

結局、「何していいのかわからない」ので、税金は後回しにしていまいがちなのです。

ですが、「税金は知らないで損をしてしまうことが多い」です。

例えば、特に個人で開業するときに重要なのが

「青色申告の承認申請書」を 開業から2 か月以内に提出しないと1年目は青色申告で申告できなくなってしまう」

ということ。

青色申告の特典で使える大きなメリットに、

「最大で65 万円の特別控除が受けられるので、青色申告で所得税や住民税、健康保険まで節約できる」

ということがあります。

けれど、青色申告ではない場合、こういったメリットは当然なくなってしまう。

このように

「知っていれば節税できるのに、知らないために損をしてしまう」ことはいろいろあります。

開業のときにはとにかく出費がかさみますから、節約できるものはできるだけ節約したいと考える方が多いと思います。

これは、そんな美容室のオーナーのための小冊子です。

あまり難しい話は抜きにして、すぐに使える実践的なお話をしていきたいと思います。

第1章 青色申告？白色申告？

（1）開業から2か月以内に青色申告承認申請書を提出する

青色申告、白色申告という言葉はどこかで聞いたことがあるかと思います。

個人事業で開業するときに特に重要なのが、最初にお話した

「青色申告の承認申請書を
開業から2か月以内に出さないと1年目は青色申告で申告ができなくなる」

ということです。

青色申告にはいろいろな特典がありますが、一番わかりやすいのが

「最大で65万円の特別控除が受けられる」こと。

仮に65万円の特別控除が受けられたとすると、

「最低税率で9万7500円の節税効果」があります。

さらに、国民健康保険も通常は所得に応じて決まるため、そこにも影響します。

「トータルでは15万円くらい節約できる」ことになります。

ただし、この特典を使うためには、期限までに必ず申請書を提出しなくてはなりません。

ところが、聞きに行ったりもしない限り、わざわざ税務署から教えてくれたりしませんから、知らなかったがために、スルーしてしまうことも多いのです。

忙しくても後回しにしないで、必ず申請書を出しておきましょう。

（２）最悪のケース

開業1年目の「最悪のケース」が

「開業から 2 か月以内に申請書を提出できず、なおかつ、1 年目が赤字になるケース」
です。

赤字だったら税金がかからないから、問題はないのでは？と思われるかもしれません。

ところが、実は、問題があるのです。

開業して 1年目というのは残念ながら、割と赤字になるケースが多いです。

青色申告ではない場合、つまり白色申告ということになると、赤字になってもその年の税金がゼロになるだけで終わりです。

一方、青色申告ですと、赤字になった場合は翌年以降に赤字を繰り越すことができます（これを「純損失の繰越し」といいます）。

具体的な数字で見てみましょう。

開業1 年目 300 万円の赤字 → 税金はゼロ

開業2年目 300 万円の黒字
 △300万円（1年目の赤字）→ 差引ゼロで税金もゼロ

青色申告の場合、前年の赤字と相殺して2年目の利益をゼロにできるので、2年目も税金がかからない、ということになります。

ところが白色申告の場合には、1年目の赤字はそこで切り捨てられてしまい、2年目の黒字 300 万円には税金がかかることになります。

つまり、青色申告の場合は

- ・ 利益が出ていれば特別控除が受けられる
- ・ 赤字が出た場合にも赤字を繰越して利益と相殺できる

という両面でのメリットがあります。

逆に言えば、

「青色申告は 1 年目から使えるようにしておかないと、かなりのデメリットが生じてしまう」
ということです。

これだけメリットがある青色申告、特典もフル活用したい、と考えるところですが、実はすべての特典を利用するには、いくつか条件があります。

- ・ 複式簿記というルールに従って帳簿を作成する
- ・ 貸借対照表と損益計算書を添付した確定申告書を期限内に提出する
- ・ 電子帳簿保存を行う または 確定申告を電子申告で行う

本業の美容室経営をしながら、これらすべてを自分でやるのは、正直なところ、かなりたいへんだと思います。

こういった税金まわりの専門家が、税理士です。

きちんとやりたいけれど、自分だけでは難しそう、と思われるのであれば、税理士に依頼することも検討してみてください。

（３）家族に「青色事業専従者給与」を出す

個人事業の美容室を夫婦で営業される場合に、夫が個人事業主として開業して、妻には給与を支払いたい、というケースもよくあります。

この給与、なにもせずに支払ってしまった場合、経費として認められない、ということはお存じでしょうか？

個人事業の場合、生活をともにしている家族に支払う給与は、原則として経費にはなりません。

同じ財布の中でお金が動くだけなので、赤の他人の従業員に支払う給与とは違う、という考え方です。

ただし、原則として、なので特例もあります。

これも青色申告の特典で、「青色事業専従者給与」というものです。

- ・ 青色申告の承認を受けている
- ・ 青色事業専従者給与の届出書を提出している
- ・ 届出をしたルールに沿って青色事業専従者に給与を支払っている

こういった条件をクリアすると、家族に支払った給与も経費として認められます。

先にお伝えした「青色申告特別控除」、「純損失の繰越し」と並んで重要な節税のポイントになっています。

白色申告の場合にも、「事業専従者控除」という制度がありますが、限定的なもので、たくさん給与を支払いたい場合には使い勝手がよくありません。

家族と一緒に働く場合には、これも青色申告の大きなメリットです。

第2章 経費で節税

(1) 家や車はどこまで経費になるの？

次に、経費に関連した節税の話として2つ、お話します。

まず、そもそも個人事業の場合、なにが経費として認められるのか、といいますと

その支払は「事業のために使っているかどうか」

という点で判断します。

言い換えると、美容室の売上を稼ぐために必要なものかどうか、ということです。

お店の家賃や光熱費、材料費や広告費、従業員の給料などは、わかりやすいと思います。

では、仕事でもプライベートでも使っている車はどうでしょうか。

100%仕事用ではないけれど、仕事でも使っている部分があるような場合です。

青色申告の場合、こういった費用（家事関連費といいます）を適正な基準で按分すれば仕事で使っている部分を経費とすることができます。

車以外にも、自宅で仕事をしている場合や、携帯電話を仕事でもプライベートでも使っているような場合には、同じように考えることができます。

（２）減価償却費でも節税できる

2つ目は、減価償却費を計算する場合の**3つの方法**です。

まずは「減価償却ってなに？」からお話ししましょう。

お店で使う美容機器を18万円で購入したとします。

一括払いで支払ったので、支払った年に全額経費にできる…わけではありません。

原則として、一つあたり10万円以上の備品は、購入にかかった金額をいったん固定資産として計上し、使える年数に応じて、段階的に経費にします。

これを「減価償却」と言います。

使ったらなくなってしまう美容材料などとは違い、長い期間使える美容機器などは使える期間の間は売上を稼ぐのに役立ちます。ですから、使える年数に応じて経費にすることになっているのです。

この減価償却費を計算する方法は、青色申告で30万円未満の資産の購入の場合

3つの方法を選択することができます。

1つ目は通常の減価償却。

個人事業の場合は、原則として定額法という方法で計算します。

定額法というのは毎年同じ金額（定額）を減価償却する、という形式です。

具体的な金額でみてみましょう。

18万円の美容機器を購入した場合、5年で減価償却することになっているので、18万円を5で割って、1年で3.6万円ずつ減価償却費として経費にするのが定額法です。

2つ目が、少額減価償却資産の特例。

一つあたり30万円未満の資産であれば、購入した年に全額を減価償却できるという特例です。

一気に全額経費にできるので、利益がたくさん出ているような場合は効果が大きくなります。

ただしこの特例は、青色申告でないと使えず、また1年間の上限が300万円までなので、その点は注意が必要です。

3つ目が一括償却資産です。

10万円以上20万円未満の資産に限りますが、資産の種類を問わずに、3年間で均等に減価償却費を経費にします。

18万円の美容機器を一括償却資産とした場合、1年に6万円ずつ、3年間で減価償却を行います。

通常の減価償却の場合なら、5年かかるところを3年で経費にできるのに加えて、1つ目と2つ目にはないメリットがもう一つあります。

それは、一括償却資産として減価償却をした場合、償却資産税という税金の対象からは除かれる、ということです。

償却資産税はお店の内装や美容機器、仕事で使うPCなどにかかる税金で、どうしても内装工事費用がかかる美容室では、納税が発生することが多いものです。

これら3つの方法は、確定申告をする時までには選択すれば良いので、利益状況を見てどれを選択するかを決められます。

第3章 納税手続きで使える裏ワザ

(1) 源泉徴収したお金はどうするの？

ここからは、知っていると手間が減らせる裏ワザを2つ、お話しします。

1つ目が「源泉所得税の納期の特例」です。

ちなみに源泉所得税というのは、独立前に勤務していたときには給料から天引きされていた税金です。

独立して従業員を雇った場合には、

「従業員に支払う給料から源泉所得税を天引きして税務署に納付する」

という手続きをしなければなりません。

この

「天引き（＝源泉徴収）した所得税は原則、給料を払った月の翌月10日までに納付しなければならない」

ということになっています。

毎月毎月、源泉徴収した税金を銀行の窓口へ行って納めなければならないというのは、かなり面倒で手間ではないでしょうか。

そこで、「納期の特例」を使います。

納期の特例の承認を受けると、源泉所得税を「半年ごとに納付」すればよい、ということにできます。

具体的には

1 月から 6 月分 → 7月 10 日までに納付

7月から 12 月分 → 翌年の 1 月 20 日までに納付

にできるので、年12回の手間を年2回に減らせるというわけです。

この特例を使うには、承認のための申請書を提出すれば良いだけなので簡単にできて、煩わしさから逃れられる方法の一つです。

(2) 確定申告の税金はいつどうやって納税するの？

もう一つ、納税の手続きでおすすめなのが「振替納税」という制度です。

個人事業主が所得税の確定申告をする場合の申告期限は、3月15日というのはご存じの方も多いと思います。

では、確定申告書を作成してみて、納付する税金がある場合、それはいつまでに納付をしなければいけないのでしょうか。

実は、納税の期限も原則として、3月15日です。

つまり、
3月15日までに銀行の窓口で現金で納付しなければならないというのが大原則です。

一方、「振替納税」という制度を使った場合は3月15日ではなく

4月中旬～下旬に指定した銀行口座から口座振替で納税できます。

振替納税制度を利用していれば、もし3月15日ぎりぎりに申告書を作り上げて税金を計算してみたら、思ったより大きな金額ですぐには払えない、という場合でも、

4月中旬～下旬までに口座にお金を用意しておけば間に合う、ということになります。

しかも、納付のためにわざわざ銀行の窓口へ行く必要もありません。

確定申告書の提出さえ期限内に完了していれば、あとは銀行口座の残高があれば大丈夫、ということです。

第4章 個人事業主でスタートして、2年後に法人 になりましょう

(1) 独立したら社長になるの？

「独立開業＝社長になる」と思われる方もたまにいらっしゃるのですが、残念ながら、違います。

社長になるためには、先に会社を設立する必要があります。

会社は法務局で登記という手続きをしないと設立することはできません。

そうでない場合は、独立開業しただけでは、個人事業主ということになります。

では、個人事業主である美容室オーナーと、会社（＝法人）の社長として美容室を経営するのにはどういう違いがあるのでしょうか。

最大の違いは、**個人事業主だと所得税がかかり、法人だと法人税がかかる**という点です。

何がどう違うのか、順番に説明していきましょう。

個人事業主の場合、税金としては独立前に働いていた給与をもらっていた時と同じ「所得税」がかかります。

では、勤務時代と全く同じかというと、違いはあります。

「所得」には種類があって、働いていたときの給与は「給与所得」、独立して個人事業主が事業で稼ぐ所得は「事業所得」に該当します。

所得の種類が違うと、手続きも、計算の方法も異なります。

「給与所得」の場合には、雇い主が「年末調整」をしてくれるので、通常はそれで手続きが完結します。

「事業所得」の場合は、「確定申告」をしなければなりません。

ここまでの話をまとめると、独立して美容室を個人で経営するオーナーは、「**個人事業主**」で「**事業所得**」を得ているので「**確定申告**」をする必要があります。

さて、個人事業でスタートして、2店舗目を出すなど規模が大きくなって来ると法人を設立して、そこで美容室の経営を行う、という話が出てきます。

個人事業主は所得税、法人は法人税、という話をしましたが、つまりは、法人と個人では税体系が違うということです。

ある程度の所得が出てくると、法人にした方がメリットが出てきます。

ある程度というのはどれくらいかというと「年間の所得が 500 万円を超えるくらい」が一つの目安です。

所得税は超過累進課税のため、所得が少ないうちは 5%~10%と税率が低いのですが、所得が多くなればなるほど税率が上がっていきます。

最高だと所得税45%、住民税10%を合わせて55%ですから、半分以上を税金として納付することになります。

個人事業である程度の税負担が出てきたあたりが、法人を設立して社長になるタイミングということです。

（２）消費税でも節税できる

独立開業＝社長になる、と勘違いして、いきなり法人を設立してしまうという方も中にはいらっしゃいます。

もちろん、営業する形態としては法人でも個人でも構わないのですが、ご相談を受けた美容師さんにおすすめしているのは、
最初は個人事業主でスタートして、2年後を目処に法人にするパターンです。

この一番大きな理由は、消費税が免税となるということです。

消費税が免税となるには条件があり、後ほど補足で詳しくお話しますが

個人事業主の場合だと、開業してからおよそ2年は消費税の申告と納税が免除されます。

また、

法人でも資本金 1000万円未満でスタートするとおよそ2年間は同じように消費税の申告と納税が免除されます。

つまり

個人事業でスタートして 2年間は免税

そこで法人を設立してさらに2年間免税

合計4年間、消費税が免税

ということになります。

ところが、いきなり法人を設立してスタートしてしまうと、免税の期間は法人の2年間しかありません。

このように、消費税だけ考えてもメリットがあるので、個人事業でスタートして、タイミングを見計らって法人にするのをおすすめしているわけです。

※補足1

消費税が免税となる条件について、補足します。

個人事業主はたしかに、開業した初年度は消費税が免税となります。

注意が必要なのは2年目です。

2011年の税制改正で、2年目が免税になるための条件が追加されました。

開業した年の1月から6月の課税売上高が 1,000万円以下

または、この期間内に支払った給料等の金額が1,000万円以下

どちらかの条件を満たせば、2年目も免税ということになります。

売上高はなかなかコントロールできないので、場合によっては給与や賞与の支給のタイミングなども検討したほうが良いかもしれません。

※補足2

もう一つ、2023年10月から開始されたインボイス制度についても注意が必要です。

ほかの条件をクリアしていたとしても、インボイスの登録事業者になってしまうと、課税事業者になる（免税ではなくなる）ため、登録の前にはよくよく検討してください。

（３）簡易課税でもっとお得に

消費税の申告をする際の計算方法に「簡易課税」という制度があります。

一般的な美容室であれば、使えるならば使いたいメリットがある制度です。

少し難しいかもしれませんが、知っているとかかなりお得な話なのでお話しします。

消費税の申告をする際の計算方法には「原則課税」と「簡易課税」という 2 種類の方法があります。

「原則課税」（一般課税とも言います）は、その名のとおり原則的な計算方法なのでまずはこちらから説明します。

原則課税では、「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いた残りが納税する金額になります。

例えば、3000万円の売上げがあったとすると、消費税は10%なので、300万円の消費税をお客様から預かっていることになります。

一方で、支払っている消費税もあります。

店舗家賃や光熱費、材料の仕入れなどをする場合には、相手先に代金と消費税と一緒に支払います。仮に消費税がかかる経費が1000万円、消費税が10%とすると、支払った消費税は100万円です。

預かった消費税300万から支払った消費税100万を差し引いた残りの200万円を納付する、これが原則課税の場合の計算です。

もう一つの計算方法「簡易課税」の場合は、支払った経費の分の消費税は無視して計算します。

「簡易」というのは計算を簡易にできるように、という意味なので、
売上の消費税300万円×割合＝納付する金額 というふうに計算します。

この割合は、売上の種類ごとに決められています。

美容室の技術売上の場合は50%なので、300万円×50%＝150万円となります。

このように計算方法が違うので、どちらで計算するかで納付する金額にも差が出ます。

一般的な美容室の場合は簡易課税のほうがお得、とお話ししましたが、それには理由があります。

通常、美容室の一番大きな経費はスタッフの給与、人件費です。

そして給与には消費税が含まれていません。

人件費以外で支払っている消費税は、当然少なくなります。

ですから、原則課税で計算すると納付する消費税が多くなるのです。

簡易課税で計算すると、実際に支払っている消費税よりも多い金額を差し引けることになり、その分、納税を少なくすることができるのです。

なお、**この簡易課税制度を使うには、前年までに届出書を提出する必要があります。**

知らないで何もしないでいると、自動的に原則課税で計算しなければならなくなります。

また、**簡易課税制度が選択できるのは2年前の課税売上高が 5000万円以下の場合です。**

規模が大きくなると原則課税しか使えなくなりますので、その点もご注意ください。

（４）法人化してさらにお得に

個人事業主でスタートして、消費税は2年間免税、所得が増えてきたところで法人を設立して税負担の軽減をはかる。

法人にすることで、消費税の免税はさらに長くなります。

ここまでは今までお話してきた内容ですが、法人を設立する、会社にすることでもう一つ節税面でのメリットがあります。

それは**所得を法人と個人に分散できる、**ということ。

所得税は超過累進課税ということをお話ししましたが、法人の場合でも所得が多くなると段階的に税率はあがっていきます。

つまり、一か所に所得が集中すればするほど、税負担が重くなる、ということです。

逆に言えば、所得を分散できれば、負担を減らせる、ということ。

だから、法人を設立すると、法人と個人に所得を分散できるメリットが出てくるのです。

法人には法人税、個人には所得税がかかります。

法人になると、個人事業主だったオーナーは「社長」になります。

社長になると、個人事業主のときとは違い、法人から社長個人に対して給料を出します。

給料の場合は給与所得なので、給与所得控除が使えます。

個人としてはそこでも所得を減らすことができます。

また、消費税も 2年前の課税売上高が 5000万円を超えると簡易課税制度が使えなくなってしまうのですが、法人であれば、店舗ごとに法人をわけると、いう手も使えます。

売上を分散させて 5000万円以下にできれば、それぞれの法人で簡易課税制度が使えます。

同時に、さらに所得も分散できます。

なお、これは法人だけの裏技で、個人事業ではできません。

個人はあくまで一人しかいないので、分けることはできないのです。

おわりに

「美容室新規開業者が知らないで損する節税裏ワザ 10+1」いかがでしたか？

最後まで読んでくださって、ありがとうございました。

おそらくあまり関心を持ってない税金の話だったかもしれませんが

「結構いろいろあるんだな」

と感じていただけたかと思います。もしかすると、

「やっぱり、よくわからない」

という感想をお持ちかもしれません。

それで、いいんです。

そのために、私たち税理士がいるのですから。

面倒な税金や経理について困ったときには、税理士に頼むという選択肢があることを、この小冊子を通じて知っていただけたら嬉しく思います。

著者 : ベネフィット税理士法人 伊澤真由美

ホームページ : beauty-benefit.jp/